

政権交代と民主主義

——イギリスとスウェーデンを中心として——

近 藤 敦

第1節 民主主義と議院内閣制

第2節 政権交代の概念

第3節 イギリスの「2党制」と「単独多数派」民主主義

第4節 スウェーデンの「2ブロック制」と「少数派」民主主義

第5節 政策指向と少数派内閣

第1節 民主主義と議院内閣制

日本の政治が国際社会の影響を受けていることは、憲法学にも、様々な点で反映される。とりわけ、ヨーロッパ諸国の実務と理論動向により、これまでの「民主主義」に関する2つの理念の修正が問題となりつつあるようと思われる。

1つは、「国民」民主主義の理念であり、選挙に参加するのは、国民に限るのかという問題である。いわゆる定住外国人の参政権を唱える論者においては、「利害関係者民主主義 (Betroffenendemokratie)」が対置されている⁽¹⁾。同質性を有する「国民」の間にだけ、治者と被治者の同一性という意味での民主主義原理は、貫徹するにすぎないのかが争われている。いわば、帰化にかかわらず、外国から移り住んできた少数者を民主主義の担い手として認めることができるのかが論じられており、その意味で国民という国内に住む多数派の民主主義を再検討する問題といえよう⁽²⁾。

2つめは、本稿の中心テーマの「多数派」民主主義の理念である。これまで、選挙民の多数意思が議会多数派を通じて内閣を組織することが当然と考えられてきた。ここでの多数派は、主として議会の「多数派」であり、議員総数の過半数を意味する。しかし、1993年の政権交代以後、従来のいわゆる55年体制下の支配的な理論は、再検討される必要があろう。

かつての通説を代表した、宮沢俊義氏は、つぎのように「多数派」民主主義観を説いている。憲政の常道によれば、「衆議院の絶対多数を占める政党がなければ、内閣は連立内閣とならざるをえない」。しかし、「実際には、衆議院に多数党がなく、また、その多数を制する政党の連合も成立しない」ということがあろう。その場合は、少数党内閣ができる、解散ということになるよりしかたがない」と⁽³⁾。ここには、単独多数派内閣が第1順位であり、第2順位の連立多数派内閣までが本来の姿であり、第3順位の少数派内閣は例外とする発想がみられる。そして、かりに、組閣危機にあっても、少数派の選挙管理内閣をつくり、早期の解散により、選挙で再び本来の多数派内閣が形成されるのを期待することになる。おそらく、この少数派内閣=選挙管理内閣論が、おおむね一般に受け入れられてきたものと思われる。その後、ほぼ決まって絶対多数の議席を確保する政党が長期に政権を担当し、事実上政権交代の発生しない「1党優位制」が日本の政治文化として定着していたこともある、組閣の理論的検討は考慮されてこなかった。しかし、1党優位制という「多数派」民主主義の基盤が崩れたいま、組閣危機への対処方法も射程に置いた、本格的な組閣の研究が、とりわけ重要な課題となりつつある。

また、従来の議院内閣制研究は、倒閣と解散の関係を考察するものが多い。議院内閣制の本質を「責任」または「均衡」かと論じるフランス流の議論が日本でも中心になっているのも⁽⁴⁾、このことを物語っている。たしか

に、今日、イギリスのラッシュ⁽⁵⁾やフランスのアルダン⁽⁶⁾も、「責任」という用語で議院内閣制を定義している。しかし、そもそも、イギリスのバジヨットによれば、イギリスの憲政の機能の秘密は、行政府と立法府の密接な「結合」に求められ、内閣が事実上立法府により選ばれる組閣の場面に議院内閣制の本質をみていた。また、かつて、少数説ながら、フランスのミルキヌ・ゲツェヴィチによれば、現代の議院内閣制の本質は、多数決原理 (principe majoritaire) の政治的適用であるといわれた⁽⁷⁾。国民が投票し、議員が集会し、彼らが内閣をつくる。かくて国民が内閣を選ぶ。内閣の政治責任を強調することによって、議院内閣制を定義づけることは結果と原因をとり違えることになるという。けだし、「多数派」が政権を担当しなければならないがゆえに、大臣は責任を負うのである。責任を負う義務、すなわち多数派が欲するときには辞職する義務を内閣に課すのは、多数派意思の原理なのである。したがって、行政府の選択・形成・変更について議院の「多数派 (majorité)」が権力をもっている限り、議院内閣制は存在するのである。そこで、彼によれば、第1次世界大戦後の議院内閣制の新傾向として、その手続きを憲法典に編入する「合理化された議院内閣制 (parlementarisme rationarisé)」の特徴は、議会が首相や内閣を任命する法的な定式を有することとされている⁽⁸⁾。たしかに、当時、普通選挙に伴う民主化の要請から、旧体制につながる行政権よりも立法権の優越が目標とされた。この議院内閣制の第1次合理化運動の時代にあっては、議会統治制をモデルに議会の『選挙』で内閣や首相を選ぶ若干の憲法が出現した。しかし、それらは思いの外、短命に終わるものが多く、安定した堅固な「多数派」の形成が容易ならざる場合が多かった。同じ頃、スウェーデンのブリューゼヴィッツは、イギリスをモデルとする「多数派議院内閣制」と北欧の「少数派議院内閣制」を区別している⁽⁹⁾。

実際、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、オランダおよびベルギーの8カ国では、第1次世界大戦後、1969年までの96回の選挙のうち、11回だけしか1党が過半数を上回っていない⁽¹⁰⁾。とりわけ、北欧諸国では連立内閣よりも、少数派内閣を好む伝統があり、逆に、ベネルクス諸国では、連立多数派内閣を好む政治文化がある。いずれにせよ、絶対多数党の存在しない場合における組閣の困難な内閣危機を何度も経験しながら、しだいに、ヨーロッパ大陸諸国では、組閣手続の改良も積み重ねつつある。

今日、フランスやベルギーで活躍するロボによれば、第2次世界大戦後の議院内閣制の第2次合理化運動にあっては、内閣の安定のための「単純多数」とは異なる組閣と倒閣の憲法規定が定められる傾向があるという⁽¹¹⁾。また、ドイツでの近年の学説を代表するものとして、ハンス・ペーター・シュナイダーによれば、議院内閣制とは、内閣の存立が議会の「信任 (Vertrauen)」に依拠する制度であるという⁽¹²⁾。この場合の信任とは、議会多数派の「明示の同意」または「黙示の承認」を意味する。同じことをスウェーデンのステーンクヴィストらは、内閣が議会の「信任 (Vertrauen)」またはいすれにせよ「容認 (toleras)」を享受する制度と定義する⁽¹³⁾。このように、ドイツやスウェーデンでは、組閣と倒閣に焦点をあてた定義が近年の一般傾向である。首相を議会が選んだといえるまでに、議会の影響力が及んでいかなければならぬ。しかしながら、組閣の方式と議会の信任または容認を表明する方法は、憲法典に規定されていることもあれば、その国の政治文化に根ざす場合もある。

従来、19世紀以来のヨーロッパの議院内閣制研究を網羅したドイツのハイメの研究のように、「議院内閣制の原則によれば、少数派内閣は望ましくない危機的症候である」として、危機管理内閣としての消極的側面が重視

されてきた⁽¹⁴⁾。しかし、今日、ノルウェーのストロームの研究のように、北欧諸国や英語圏の民主主義においては、少数派内閣が多くみられるとともに、決して不安定とはいえず、イタリアやノルウェーでの経験によれば、無理な連立多数派内閣よりも実効的であり、内閣に対する議会の反対派の権限を高めるなどの積極的側面が見直されつつある⁽¹⁵⁾。数字を示せば、主要な20の民主主義国家において、戦後90年までに、2回に1回は連立多数派内閣であるものの、およそ4回に1回は少数派内閣であり、単独多数派内閣よりも多い。こうした事実を無視した議論は、議院内閣制の重要な要素を見失うおそれがある。図1)に、単独多数派内閣、連立多数派内閣、少数派内閣、選挙管理内閣に分けて、各国の内閣の類型と少数派内閣の比率について示しておこう。

図1) 内閣の類型と少数派内閣の比率(45-90)

国	単独多数派	連立多数派	少数派	選挙管理	少数派の率(%)
デンマーク	0	3	24	0	89
スウェーデン	3	5	13	0	62
ノルウェー	6	3	14	0	61
フィンランド	10	8	16	0	47
カナダ	11	0	7	0	39
イタリア	0	26	19	4	39
アイルランド	7	4	6	0	35
日本	22	6	7	0	20
オーストリア	3	12	3	0	17
フランス(V)	1	18	3	1	13
アイスランド	0	16	2	0	11
ベルギー	3	27	3	2	9
フランス(N)	0	25	2	1	7
イギリス	17	0	1	0	6
ドイツ	0	19	1	0	5
オーストラリア	8	18	0	0	0
ニュージーランド	19	0	0	0	0
イスラエル	0	29	0	0	0

オランダ	0	17	0	0	0
ルクセンブルク	0	15	0	0	0
全体の比率	22%	50%	24%	4%	

参照, J. Woldendorp et. al., *Handbook of Democratic Government*, 1993, pp. 20, 113.

ようやく、日本でも、樋口陽一氏により、「多数派デモクラシー」の「神話」が指摘され、「二大政党制」からの逸脱により内閣の対議会責任が実効的に作用する議院内閣制のあり方が言及されつつある⁽¹⁶⁾。そこで、本章では、とりわけ「2党制」のモデルとしてのイギリスと「2ブロック制」のモデルとしてのスウェーデンにおける政党システムと民主主義観に着目しながら、政権交代の問題を検討する。最後に、なぜ多数派内閣ではなく少数派内閣が形成されるのかという理由を、政策中心の政府形成のあり方に求める近年の理論動向について言及するものである。政党および議員が政策を中心とした合理的行動をすることにより、単なる数合わせの連立多数派内閣ではなく、少数派内閣を生み出すことが、ヨーロッパでは認識されはじめている。

- (1) J. Isensee / E. Schmidt-Jortzig (eds.), *Das Ausländerwahlrecht vor dem Bundesverfassungsgericht*, 1993, p.25.
- (2) 学説上、参政権者としての外国人の範囲については、政治判断能力説、帰化資格準拠説および永住資格要件説がある。しかし、永住資格をもたず、在留資格が不安定な外国人が参政権を使用する場合には、マクリーン事件判決の先例に従えば、法務大臣が「国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動」と判断する政治活動（立候補、選挙活動、政党参加および投票活動等）を行う外国人の在留資格の更新を拒否することも、法務大臣の自由裁量となる。そこで、法治国家における自由選挙の原則と議員の独立という憲法上の要請に反し、法務大臣の気に入らない選挙権者と議員の在留期間の更新を拒否する運用の危険性を完全になくすには、参政権者に永住権を保障することが望まれる。永住権は、理論的には、参政権に先行すべきものと思われる。国民と外国人の中間に位置する永住市民(denizen)の政治参加がヨーロッパでは一般化しつつある。参照、拙稿、「人権と外国人の参政権」九州産業大学商経論叢36巻1号(1995)160頁。
- (3) 宮沢俊義『政治と憲法』(東京大学出版会, 1969) 22, 38—39頁。
- (4) 樋口陽一「議院内閣制の概念」ジュリスト増刊・憲法の争点<増補>(有斐閣, 1980)

146頁。

- (5) M. Rush, *Parliamentary Government in Britain*, 1981, p.1.
- (6) Ph. Ardent, *Institutions politiques & droit constitutionnel*, 5th ed. 1993, p.243.
- (7) B. Mirkine-Guetzvitch, "Les Methodes d'etude de droit constitutionnel compare", *Revue internationale de droit compare*, 1949, pp.414-415. 参照, 小田滋, 樋口陽一訳『憲法の国際化』(有斐閣, 1964) 335—336頁。
- (8) B. Mirkine-Guetzévich, *Les nouvelles tendances du droit constitutionnel*, 1936, pp.7, 14-18, 172.
- (9) A. Brusewitz, "Vad menas med parlamentarism", *Statsvetenskaplig Tidskrift*, 1929 N.F., pp.327-328.
- (10) W. Kaltefleiter, *Die Funktionen des Staatsoberhauptes in der parlamentarischen Demokratie*, 1970, S. 71 f.
- (11) Ph. Lauvaux, *Parlementarisme rationarisé et stabilité du pouvoir exécutif*, 1988, pp.7, 9, 15-17.
- (12) H. -P. Schneider / W. Zeh, "Koalitionen, Kanzlerwahl und Kabinettsbildung", in: H. -P. Schneider / W. Zeh eds., *Parlamentsrecht und Parlamentspraxis in der Bundesrepublik Deutschland*, 1989, p.1297.
- (13) E. Holmberg / N. Stjernquist, *Vår författning* 9th ed. 1994, p.51.
- (14) K. v. Beyme, *Die Parlamentarischen Regierungssysteme in Europa*, 1970, P. 570.
- (15) K. Strom, *Minority Government and Majority Rule*, 1990, pp.58, 63, 237-238.
さらに, 参照, Ph. Lauvaux, *Le parlementarisme*, 1987, p.106.
- (16) 樋口陽一「責任・均衡・二大政党制・多数派デモクラシー」*ジュリスト*884号(1987) 129, 131頁。

第2節 政権交代の概念

日本の学界でもようやく政権交代の問題がとりあげられるようになった。しかしながら、民主主義政治にとって不可欠であるといわれながら、これまでのところ、政権交代の定義は、明確にされていない⁽¹⁾。政権交代という用語のもとに各論者が理解している状況は、2党制のイギリスを念頭に置く場合、「野党への政権の移譲」を意味することがある⁽²⁾。そこで、2党制

における政権交代は、与党と野党の交代と定義することもできる。また、多党制のフランスも考慮する場合、「与野党完全入れ替わり型の政権交代」という表現もみられる⁽³⁾。したがって、多党制においては、与党と野党の部分的な交代の場合もある。しかも、ドイツの事例に即すと、連立の「鞍替え」も政権交代となる⁽⁴⁾。とりわけ、1969年にそれまで大連立の与党の一員であった社会民主党が首班を擁する自由民主党との連立政権の誕生が、キリスト教民主同盟を20年このかたはじめて野党としたことを単に「政府の交代 (Regierungswechsel)」と呼ばず、「権力の交代 (Machtwechsel)」と呼んでいる⁽⁵⁾。そこで、とりあえず、政府の長を擁する政党が野党に下ることを政権交代の形式的基準とする。政府の長とは、大統領制においては、大統領であり、議院内閣制においては首相である。両者の中間的な制度としてのいわゆる「半大統領制」の場合には、その権限と実際の力関係において、大統領の場合と首相の場合とがある。

なお、政権交代に際し、政党の交替のレベルの形式的基準に対し、政府の基本政策が転換されることを実質的基準とする見解もある。たとえば、細川政権誕生に際し、「与党 (Regierungspartei) は変わったが政権 (Regierungsgewalt) は変わっていない」とか⁽⁶⁾、「政権交代の制度効果が前政権の政策からの転換の質と程度に依存するとすれば、問題は政権担当党派の変動の有無を一般的に問うこと」ではないとされる⁽⁷⁾。バイメによれば、たとえばイギリスでは国有化と民営化を繰り返すなどの急激な政策の変化が政権交代の原則に対する批判として存在するものの、「実際、政権交代は、異なる内閣により遂行される政策の間に十分な相違がある場合にのみ、承認されるように思われる」としている⁽⁸⁾。たしかに、政権交代の意義が選挙で表明された争点に関する国民意思の変化を政権に反映することにあるならば、基本政策の転換を要件とすることも当然であろう。しかしながら、

国民意思の変化も基本政策の転換もいまのところそれを認定する基準が不明確なように思われる。参考のため、政権交代そのものの資料ではないが、図2)において、戦後90年までのヨーロッパ各国の内閣のイデオロギー指向を示しておこう。左右の散らばり具合に応じて、上から順に並べてみるとつきのようになる。

図2) 内閣のイデオロギー指向 (45-90)

国	左	左・中	中	中・右	右
イギリス	7	0	0	0	11
スウェーデン	14	3	0	0	4
ノルウェー	13	3	0	1	6
デンマーク	11	4	2	0	10
フランス (V)	4	0	2	1	16
オーストリア	3	3	10	1	1
フィンランド	1	2	22	12	5
ドイツ	0	6	2	1	14
ルクセンブルク	0	0	9	0	6
ベルギー	0	0	20	8	7
オランダ	0	0	7	3	11
フランス (IV)	0	0	12	10	6
イタリア	0	0	1	27	21
アイルランド	0	0	0	6	11

参照、J. Steiner, European Democracies, 3rd ed. 1995, p.100.

なるほど、上位のイギリス、北欧三国およびフランス第5共和国では、いわゆる左右の政権が交代していることがこの図から予想される。他方、下位のドイツ、ベネルクス諸国、フランス第4共和国、イタリア、アイルランドでは転換のスケールが小さいように思われる⁽⁹⁾。とはいえ、政府のイデオロギー指向が実際に政策に反映されているかどうかに関する判断材料はいまのところない。政策の転換という基準を厳格に用いれば、政権交代の事例を極端に少なくしかねない。たとえば、かつて、1970年代中盤と80年代に、経済危機と政治不信から、いくつかの国では、政権交代が起きて

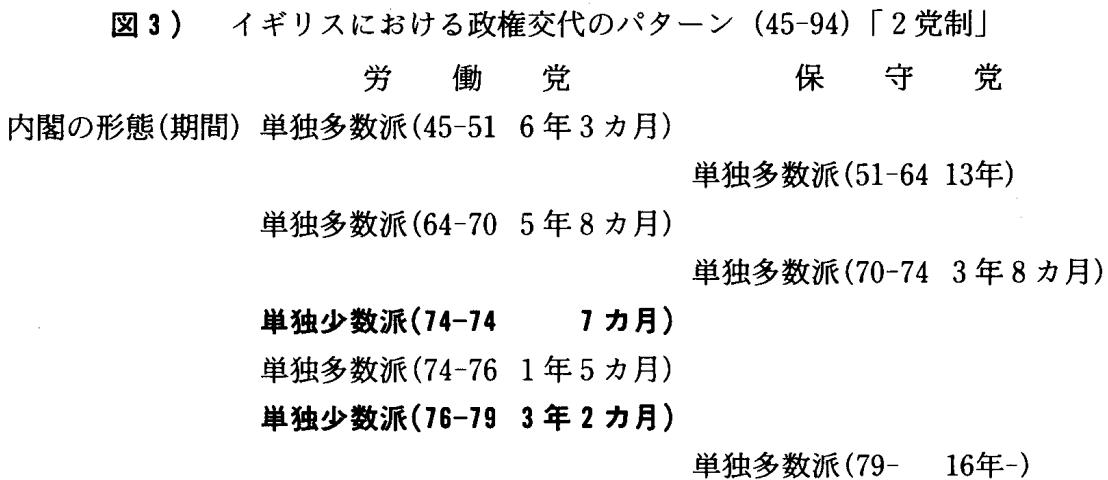
いる。アメリカやイギリスでは、社会福祉路線から民営化路線へと政策を転換し、逆に、フランスでは、社会主義政策への転換をはかっている。ところが、スウェーデンでは、保守連立に政権は変わっても、社会民主労働党のヘゲモニーは変わらず、福祉政策からの大きな転換はみられない。同様に、左派中道連立から新たな保守中道連立へと政権が交代したドイツでも、内閣の構成は変わったが、基本的な政策アプローチが変わったわけではないといわれている⁽¹⁰⁾。他方、いま必要な研究は「政権交代の前提となるデモクラシー像や政権交代の位置づけを明らかにしてゆくこと」との見解もある⁽¹¹⁾。そこで、本稿は、組閣の理論の比較研究、とりわけ政権交代の類型に基づく民主主義観とその制度的特徴を分析する目的から、あえて形式的基準だけに着目して、政権交代を広く問題とすることにする。

- (1) 浦部法穂「政権交代と改憲論」憲法問題6号（1995）7頁。
- (2) 吉田善明「政権交代と憲法問題」「議会・選挙・天皇制の憲法論」（日本評論社、1990）7頁。
- (3) 樋口陽一「比較憲法論から見た“政権交代”」ジュリスト1045号（1994）31頁。
- (4) 初宿正典「西ドイツ基本法の現況と展望」ジュリスト884号（1987）111頁。
- (5) K. Niclauß, Kanzler demokratie, 1988, p.95.
- (6) 森英樹会員発言、憲法問題6号、54頁。
- (7) 三輪隆「政権交代、政党制と市民」同37頁。
- (8) K. v. Beyme, Political Parties in Western Democracies, 1985, pp.333-334.
- (9) おそらくこれは、与野党が完全に入れ替わるのではなく、「かなめ政党」を中心として与党の一部が交代する「部分交代制」をこれらの国が採用していることと関係がありそうである。この概念については、オランダ、ベルギーおよびドイツについて考察する別稿に譲りたい。さしあたりは、参照、的場敏博『戦後の政党システム』（有斐閣、1990）47-56頁。
- (10) P. J. Katzenstein, Policy and Politics in West Germany, 1987, pp.3-4.
- (11) 高橋和之会員発言、憲法問題6号、51頁。

第3節 イギリスの「2党制」と「単独多数派」民主主義

日本は、1955年から93年まで自民党がほぼ単独で政権を独占し、イタリアのサルトーリがいうところの「1党優位制」であったといわれる⁽¹⁾。すなわち、複数の政党がありながら、政権交代が事実上発生しないシステムと分類されてきた。なお、類似の概念に「1党支配制」というものがあり、支配政党が、選挙人、他の諸政党、政府形成および公共政策の争点を支配するシステムとして、日本が整理されている⁽²⁾。しかし、この概念は、政権交代の有無と直接には関係がないので、ここでは採用しない。

これに対し、イギリスの「2党制」は、保守党と労働党が多数を争い、政権交代の可能性の高い制度として、多くの人のモデルとされている。以下に、戦後のイギリスの政権交代のパターンを図示してみよう。



参照、D. Butler, Governing without a Majority, 2nd ed. 1986, pp.36-37, 51-55.

1974年2月の総選挙と76年の補欠選挙で、過半数の議席を維持できなかったときに、少数派内閣がつくられたが、戦前や戦時中にみられた連立内閣を嫌う政治文化が戦後には定着してきた感がある。サルトーリは、「2党制」の特徴として、「絶対多数」の「単独政権」という条件を挙げてい

る⁽³⁾。しかし、実際には、2大政党以外の存在により、ときに少数派内閣や連立内閣を必要とする場合も忘れてはならない。このように「2党制」による政権交代をもたらす条件として、まず、イギリスの選挙制度が考えられる。かつて、選挙制度と政党制度の関係に関して、デュベルジェにより、単純多数1回投票制（日本では、一般に小選挙区制と呼んでいる、イギリス流の相対多数代表制をさす）が、政党の2元化につながり、単純多数2回投票制と比例代表制は、多党制をもたらす傾向が示唆されている⁽⁴⁾。世にこれをデュベルジェの法則という。しかし、これは第4共和制の変革を念頭に置いた、フランス中心の比較研究であり、社会法則として的一般妥当性を疑問視する声も多い⁽⁵⁾。たとえば、イギリス法の伝統の強い英連邦諸国では、一般に、小選挙区において相対多数の票を獲得した者が代表される「相対多数代表制」を採用しているものの、インドは、独立後の47年から77年までは「1党優位制」であった⁽⁶⁾。また、カナダは、諸政党が乱立する93年までは、むしろ3党制または第3党が小さいことから「2プラス2分の1政党制」⁽⁷⁾とでも呼ぶべき状態にあり、地域的・言語的対立から単独少数派内閣を好む政治文化がある⁽⁸⁾。なお、オーストラリアは、小選挙区制ながら、優先順位付連記投票制 (preferential voting) を採用していることもあって、3党制の状況にあり、労働党単独内閣と自由党・国民党連立内閣による政権交代が特徴である⁽⁹⁾。そこで、ニュージーランドだけが本来のイギリス式「2党制」をもたらしていたが、⁽¹⁰⁾ 93年からは小選挙区と比例代表の併用制に変わった。もちろん、選挙制度と政党制度の相関関係においてのみ政権交代の問題を考えることは不十分である。

たとえば、イギリスにおいて、1924年にその前年末の総選挙で258議席を獲得しながらも、絶対多数を失った保守党が議会召集直後に不信任され、191議席の労働党に政権を交代しなければならなかつたのは、当時の自由貿

易をめぐる政策の対立と連立を嫌い野党第1党への政権交代を好む政治文化による⁽¹¹⁾。しかも、議会の選挙ではなく、議会に不信任されず、容認される人物を国王が任命する、組閣の容認原理が政権交代に有利に働く点も注目されてよい。

また、樋口陽一氏は、「2大政党制」による政権交代のモデルを議院内閣制の責任政治の図式のうちに、「多数派デモクラシー」として、おおむねつきのように描いている⁽¹²⁾。小選挙区相対多数代表制および2大政党制ゆえに、選挙民の多数派から議会多数派が構成され、それを基礎とした内閣がもつ議会の解散権は、議会多数派の結束を強めるとともに、何らかの争点に関する新旧いずれかの多数派への選挙民の信任をもたらす。かくして、多数意思の支配が追求され、少数派には、批判の自由と、多数・少数交代の可能性が保障されることによって、多数支配のコントロールが期待され、政治責任が確保されるという。

この多数派デモクラシーの発想は、アメリカで活躍するオランダ人のレイプハルトの「多数決民主主義 (majoritarian democracy)」に負うところが多い⁽¹³⁾。1945年から70年までに典型的にみられる（ただし、1918年から45年には、連立内閣または少数派内閣が目立ち、70年以降は、地域政党の台頭を伴う民族的分裂、欧州人権裁判所による議会主権への挑戦などにより、このモデルからの逸脱がみられる）イギリスの多数決民主主義の特徴として、つぎの8つの点が指摘されている。

1. 行政権の集中：単独多数派内閣。連立内閣がまれであり、相対的に大きな少数派は政権から排除され、野党の役割に追い込まれる。

2. 権力の融合と内閣優位。大臣はすべて下院議員であるという習律により、行政権と立法権は融合する⁽¹⁴⁾。通常、下院の多数派に支持された内閣の提案が受け入れられ、内閣優位の議院内閣制となる。

3. 非対照的二院制。貴族院の立法権は大幅に制限され⁽¹⁵⁾、多数党内閣に支配された一院制に類似の構造は、多数決原理を完全に表明する。

4. 2党制。支配的な2大政党に他の政党が勝つことができず、2大政党のうち選挙に勝った多数党が与党として政権を担当し、敗れた方は野党にまわる。

5. 一元的政党システム。同質的な社会であり、社会経済政策の争点に関し、労働者階級と中流階級が左右の政党を支持する構造がある⁽¹⁶⁾。

6. 相対多数選挙制。小選挙区において多数派または最大の多数派という一番多数の票を獲得した者が議席を確保する多数代表選挙制度は、少数派に不利である⁽¹⁷⁾。

7. 中央集権制。これは多数派支配への地域的障害が少ないことを意味する。

8. 不文憲法と議会主権。不文憲法における違憲審査制の欠如により、下院多数派の権力を正式に制約することがない。

イギリスやニュージーランドの多数決民主主義は、いわば「人民の多数派による支配」を意味することにより、かなり長期にわたって、他の1党を政権から排除している。もともとレイプハルトの眼目は、このことが本来の「人民による支配」という意味での民主主義に反する特徴をもつてゐることを示す点にあった。その対案として、彼はオランダ、ベルギー、オーストリアおよびスイスをモデルとした、別稿で検討する4つの特徴を有する「多極共存民主主義 (consociational democracy)」⁽¹⁸⁾、さらには、より包括的な8つの特徴により、スイスとベルギーをモデルとする「コンセンサス・デモクラシー (consensus democracy)」⁽¹⁹⁾という概念を提起することになる。明確な多数派政党が存在しない国において、少数派の権利保護の観点を重視しながら、多数派が権力を独占する「多数決民主主義」よ

りも、少数派も含む「合意」による政治を求める方法は、スイスやベルギーに限らない。

- (1) G・サルトーリ著、岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学』(早稲田大学出版会、1980) 328頁。
- (2) T. J. Pempel(ed.). *Uncommon democracies - one-party dominant regime-*, 1990, pp.2-4.
- (3) サルトーリ、前掲書、314—315頁。
- (4) モーリス・デュベルジェ著、岡野加穂留訳『政党社会学』(潮出版、1970) 251, 262頁。
- (5) H. Daalder, *The Comparative Study of European Parties and Party Systems: An Overview*, in: H. Daalder / P. Mair(eds.), *Western European Party Systems*, 1983, pp.11-12.
- (6) 斎藤吉史『インドの現代政治』(朝日新聞社、1988) 36頁; 77年と89年の政権交代については、アジア動向年報78(アジア経済研究所、1978年) 569頁; 井上恭子「政治制度と二度の政権交代」同91, 544頁。しかし、国民会議派に対抗する連立グループは流動的である。
- (7) J. Blondel, *Types of Party System*, in: P. Mair(ed.), *The West European Party System*, 1990, pp.307-309.

カナダの政権交代パターン (45-95)

自由党

進歩保守党

単独多数派 (45-57)

単独少数派 (57-58)

単独多数派 (58-62)

単独少数派 (62-63)

単独少数派 (63-68)

単独多数派 (68-72)

単独少数派 (72-74)

単独多数派 (74-79)

単独少数派 (79-80)

単独多数派 (80-84)

単独多数派 (84-93)

単独多数派 (93-)

- (8) G. Sartori, *Comparative Constitutional Engineering*, 1994, p.39; J・リッカ-/J・セーウェル著、馬場伸也ほか訳『カナダの政治』(ミネルヴァ書房、1878)

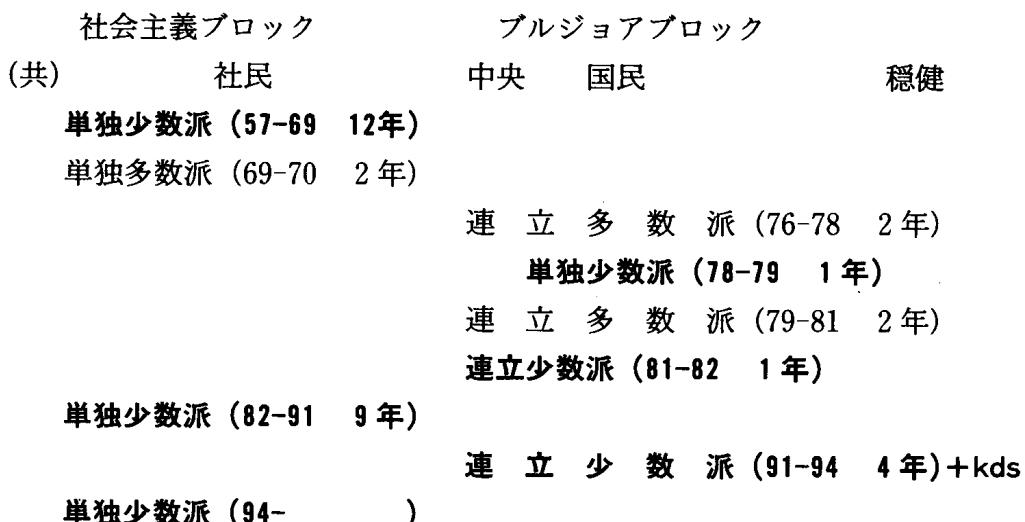
- 20—22, 46—52頁。サルトーリ前掲書, 330—331頁。
- (9) ただし, 自由党・国民党連合を1つの政党と考えるならば, 変則的な「2大政党制」とみることもできよう。久保信保・宮崎正壽『オーストラリアの政治と行政』(ぎょうせい, 1990) 34頁。
- (10) 参照, J. Woldendorp et. al., *Handbook of Democratic Government*, 1993, p.90.
- (11) R. Brazier, *Constitutional Practice*, 2nd ed. 1994, p.29. 1970年代に少数派内閣をもたらし, 連立多数派内閣を阻んだ要因として, 第3党たる自由党が比例代表制への転換の約束を連立の条件とすることが背景としてあげられよう。
- (12) 樋口, 前掲, 132頁。
- (13) A. Liphart, *Democracies*, 1984, pp.4-21. (以下, A. Liphart(1984)と略す)。
- (14) W. Bagehot, *The English Constitution*, 1867(1993), p.67; 小松春雄訳「イギリス憲政論」辻清明編『世界の名著81巻』(中央公論社, 1980) 73頁。
- (15) D. Shell, *The House of Lords*, 2nd ed. 1992, pp.242-243.
- (16) しかし, こうした階級的投票行動は今日不鮮明になりつつある。D. Denver / G. Hands, *Issues & Controversies in British Electoral Behaviour*, 1992, pp.57, 75.
- (17) F. Conley, *General Elections Today*, 1990, p.87.
- (18) A. Liphart, *Democracy in Plural Societies*, 1977, p.25; アーレンド・レイプハルト著, 内山秀夫訳『多元社会のデモクラシー』(三一書房, 1979) 43頁。1. 大連立, 2. 少数派の利益保護のための相互拒否権, 3. 比例制原理, 4. 区画集団の自律性。
- (19) A. Liphart(1984), pp.23-30. 1. 行政権の分配: 大連立, 2. 権力の分立と均衡, 3. 均衡的二院制, 4. 多党制, 5. 多元的政党システム, 6. 比例代表制, 7. 連邦制と分権, 8. 成文憲法と少数派拒否権。

第4節 スウェーデンの「2ブロック制」と「少数派」民主主義

北欧諸国もまた, 少数派内閣ゆえに, 他の少数派の同意を獲得することに意を用いることになる。しかし, 政権交代の可能性も追求する点では, 北欧諸国は, むしろ競合型のイギリスに近い形になる。スウェーデンでは, 協調型に比重があるものの, 両モデルの混合形態といわれている。議会の場では, 政府と野党の区別が明確でなく, ともに政策への影響力を行使する点においてスイスモデルの要素をもつ一方, 選挙の場では, 明確な2ブ

ロックが競合する点においてイギリスモデルの要素をもつ⁽¹⁾。多党制でありながら、いわゆる社会主義ブロックとブルジョアブロック（非社会主義ブロックともいう）が多数を争い、政権交代をもたらす「2ブロック制」がここではみられる。戦後、1951年から57年までの社会民主労働党と農民党による連立内閣という戦前のパターンが終わり、57年から88年までは、5つの主要な政党により、共産党に支持される社会民主労働党からなる左派と中央党、国民党および稳健統一党からなる右派に分かれて、政権を交代する基本パターンが続いている⁽²⁾。スウェーデンにおける政権交代のパターンを図4)に示そう。

図4) スウェーデンにおける政権交代のパターン (57-94) 「2ブロック制」



参照、T. Larsson, Det svenska staatsskicket, 1993, p.172.

88年に緑の党が議席を獲得し、91年からキリスト教民主党が政権に参加した⁽³⁾。このとき台頭してきた極右の新民主党に消極的に支持される形で首相は信任されている⁽⁴⁾。信任投票に際し、4つの与党は賛成し、社会民主労働党と左党（旧共産党）が反対したが、新民主党の棄権により、反対が絶対多数に達することなく、信任が可決した。近年、ブルジョアブロックの拡大と2大ブロック以外の小政党の存在がここでも問題となっている。

一般に、図4) にあるように、社会主義ブロックの場合には、社会民主労働党が単独で少数派内閣を組織し、共産党は閣外にあってこの内閣を支える。一方、原子力発電所に関する国民投票をめぐり対立した1時期を除いて、ブルジョアブロックは、連立内閣である。岡沢憲美氏によれば、少数派内閣または連立内閣は短命であり、安定した強力な内閣を樹立するためには、絶対多数政党をもつ政党制を確立しなければならないという、「神話」⁽⁵⁾への反逆児として、スウェーデンが紹介されている⁽⁶⁾。こうした社会主義者と非社会主義者の亀裂が政権交代に反映する傾向は、他の北欧諸国にもみられる。

ノルウェーでも、戦後、多党制において2つのブロックが競争する一般傾向がみられる。より子細に時期区分をすれば、まず51年から、労働党が単独絶対多数内閣を組織する「社民支配」の時代がある。つぎに61年から、台頭した社会人民党に支持される労働党の左派と右派の中央党、キリスト教人民党および保守党を含む5党が政権交代を争う「安定した2ブロックの競合」の時代となる。さらに73年から、EC加盟の可否を問う国民投票が政治的激震をもたらし、極端な左右の新党が台頭しながらも、労働党と保守党の勢力が均衡する「2極化と細分化」の時代を迎えている。この国の特質は、議会の解散がないことも少数派内閣にとって好条件を提供していることである⁽⁷⁾。

また、デンマークでも、同様の政党システムがみられる。社会民主党と急進自由党に対し、自由党と保守党の2大ブロックという戦前のパターンは終わり、66年からは、左派の社会人民党に支持される社会民主党に対し、右派の急進自由党、自由党および保守党の2大ブロックができている⁽⁸⁾。相対的に左派ブロックが弱いのと右派ブロックが細分化しているのがこの国の特徴である。そして、2%という低い阻止条項付比例代表制により、新

たな小政党の議会進出が可能となるため、多数派連立が困難になり、少数派内閣を促進する。また、絶対多数が不信任しないかぎり、内閣の信任が維持される議院内閣制の合理化が少数派内閣に有利に働く⁽⁹⁾。

こうした北欧三国を代表して、少数派の権利の保護と政権交代の可能性を2つとも追求するモデルとして、スウェーデンの「少数派議会政治」がある。北欧においても、現実主義的な妥協による政策形成を特徴とする「コンセンサス・デモクラシー」が語られる⁽¹⁰⁾。そこで、レイプハルトのモデルとした多数派連立内閣を好むベネルクス諸国の「コンセンサス・デモクラシー」と区別すべく、ここでは、「少数派」民主主義と呼んでおく。政権交代と少数派の権利保障という観点から、その制度的特徴を挙げるとすれば、つぎのようになるであろう。

1. 少数派内閣。とりわけ、議会の絶対多数が反対しなければ首相として信任される組閣の容認原理は、少数派内閣にとって、有利な条件をもたらす⁽¹¹⁾。

2. 権力の分立と均衡と安定。大臣と議員は兼職禁止であり、大臣ポストを求めるよりも政策の実現を求めることが少数派内閣につながる⁽¹²⁾。統治法6章5条により、不信任された内閣は議会の特別選挙を命ずるか国会議長により罷免される。また、合理化された議院内閣制のモデルとして、絶対多数に不信任されない限り、少数派内閣は政権の安定が保障される⁽¹³⁾。

3. 一院制。社民党がそれまで上院で圧倒的に有利であったことから、一院制への移行が総選挙後の政権交代に有利な条件を作り出したといわれている⁽¹⁴⁾。

4. 多党制。支配的な社民党と小さな共産党（現在の左党）に加え、3つの小さな非社会主義政党からなる伝統的な「北欧の5党制」が1910年代

から88年までのスウェーデンにみられる⁽¹⁵⁾。しかし、最近は緑の党、キリスト教民主党、新民主党などの小政党も議会に進出してきた。

5. 2ブロック制。社民党の党首があらかじめ決まっており、共産党が閣外協力するのが慣例である一方、選挙以前に、ブルジョアブロックは政権協定が示されながらも、閣内分裂や最近の小政党の台頭により、少数派内閣を基調として、国民の選挙により政権選択がなされるシステムができている。

6. 調整議席・阻止条項付比例代表制。選挙区型の比例代表制でありながら、調整議席を導入して全国区型とほぼ同じように比例性を高めたことにより、選挙民の意思が直接に議会の構成に反映する⁽¹⁶⁾。万年与党であった大政党へのプレミアムを減らしたことでも政権交代に有利な条件を提供したといわれる⁽¹⁷⁾。また、4%の阻止条項（ただし、1選挙区で12%を得票した政党は、議席を与えられる基本代表権条項は、少数派代表を補強する）を設けていることは、組閣のアクターである政党数を限定するとともに、選挙前の政党の同盟関係を促進する⁽¹⁸⁾。

7. レミス制。委員会は政府に客観的な提案をするために、関係当局、組織および個人の意見を集める。この少数派の利益団体にも影響力を行使する回路を提供する民主的な「レミス制 (remissväsendet)」は、政治的な世論調査として、統治法7章2条に定められている⁽¹⁹⁾。

8. 単純多数の憲法改正。統治法8章15条により、憲法改正には、選挙と同時に行われる国民投票をはさんだ2度の国会の議決を要件とするものの、通常の法案の議決と同じ単純多数で十分であり、その限りではイギリスに近い。憲法改正のために3分の2の特別多数を必要とするベネルクス諸国のように過大規模の内閣を組織する必要がこの点でもない。

- (1) A. Sannerstedt / M. Sjölin, Sweden: *Changing party relations in a more active parliament*, in: E. Damgaard(ed.), *Parliamentary Change in the Nordic Countries*, 1992, pp.136-137.
- (2) K. Strom / T. Bergman, Sweden: *Social Democratic Dominance in One Dimension*, in: M. J. Laver / I. Budge(eds.), *Party Policy and Government Coalitions*, 1992, pp.109-110.
- (3) 岡沢憲美「戦後政治史」岡沢憲美・奥島孝康編『スウェーデンの政治』(早稲田大学出版, 1994) 38頁。
- (4) E. Holmberg / N. Stjernquist, *Vår författnings*, 9th ed. 1993, p.128.
- (5) L・C・ドッド著, 岡沢憲美訳『連合政権考証』(政治広報センター, 1977) 20—24頁。
- (6) 岡沢憲美「連合と合意形成—スウェーデンの連合政治—」篠原一編『連合政治 I』(東京大学出版会, 1984) 61—62頁。
- (7) K. Strom / J. Leipart, Norway: *Policy Pursuit and Coalition Avoidance*, in: M. J. Laver / I. Budge(eds.), op. cit., pp.61-63, 71-72, 97.
- (8) E. Damgaard, Denmark: *Experiments in parliamentary government*, in: E. Damgaard(ed.), op. cit., pp.24-25.
- (9) T. -L. Schou / D. J. Hearl, *Party and Coalition Policy in Denmark*, in: M. J. Laver / I. Budge(eds.), op. cit., pp.152-155.
- (10) K. Strom / T. Bergman, op. cit., p.99.
- (11) Ibid., p.115.
- (12) 統治法3章9条により、大臣と議長になった議員の場合、あらかじめ指定されている代行人が議員の職務を代行するとある。少数派内閣の多い北欧での兼職禁止は、もともと、内閣の独立による安定の確保のためといわれる。また、権力分立の理念のほかに、議員の大臣ポストを求める獵官傾向の緩和、議会の統制機能の強化、大臣の負担軽減も兼職禁止の根拠としてあげられている。W. Kaltefleiter, *Funktion und Verantwortung in den europäischen Organisationen*, 1964, pp.27, 43, 51, 56, 61.
- (13) Ph. Lauvaux, op. cit., p.139.
- (14) O. Nyman, *Parlementariskt regeringsrätt*, 1985, p.39.
- (15) A. Sannerstedt / M. Sjölin, op. cit., pp.100-101.
- (16) Ibid., p.103.
- (17) O. Nyman, op. cit., pp.38-39.
- (18) K. Strom / T. Bergman, op. cit., p.115.
- (19) A. Sannerstedt, *Riksdagen och lagstiftningen*, 1989, pp.38-40.

第5節 政策指向と少数派内閣

かつて、少数派内閣というと、わが国でも、超然内閣や官僚内閣のように、反民主的な存在であり、民主化された議院内閣制では例外的な存在と考えられてきた。しかし、今日、少数派内閣は例外ではなく、1つのルールと考える傾向がヨーロッパでは強まっている⁽¹⁾。そこでなぜ、少数派内閣が形成されるのか、また、とりわけ北欧諸国に多いのかについて考えてみよう。70年代の研究では、少数派内閣の成立の理由が、つぎの5つの状況において、いまだネガティブに語られている⁽²⁾。第1に、連立不在の状況がある。選挙で1党が絶対多数の議席を確保することが期待されるイギリス、カナダ、アイルランドでは、選挙後、多数派内閣が生じなかった場合に、連立を好まず、単独少数派内閣をつくることがある。第2に、連立不能の状況がある。たとえば、大きな両翼の政党が存在し、政党規律がゆるやかなフランス第4共和制のように、連立多数派内閣の形成が困難な停滞状況にある場合に、少数派内閣がもたらされる。第3は、選挙管理内閣の場合であり、つぎの選挙が行われるまでの間、党派色のある重要政策は控えられる。第4に、協力終了の状況がある。連立の協力が壊れた場合に、連立の再建や新たな連立の組み合わせが見つかるまでの間、少数派内閣として政権を維持することがある。第5に、ほぼ多数派に近い状況がある。北欧その他では、支配的でありながら、立法の多数派に少し足りない比較的大きな政党がある。

これに対し、80年代以後、少数派内閣の成立に関するもっとポジティブな説明がなされるようになる。第1に、政策中心に政府形成を行うことが理由とされる。そもそも、組閣の動機として大臣ポストを求める傾向の強

い国と政策指向の国とがある。スウェーデンやデンマークは純粹な政策指向型とされている⁽³⁾。いわゆる大臣病を政治家の性癖と考えるならば合理的な選択をする場合、「最小勝利連合内閣」をつくって分け前にありつこうとすることになる。しかし、政策を中心に考えると、反対の政策を貫くために内閣に入らないという行動が合理的な選択となり、少数派内閣を生み出す要因となる。その際、委員会を中心とした野党の影響力の強さが問題となる。ストロームによれば、常任委員会の数が多く、専門化され、各省に対応し、議員当たりの委員会割り当て数に制限があり、委員数が各党の議席に比例するという項目について比較した結果、ノルウェーやスウェーデンは高いレベルで野党の影響力が予想されるのに対し、イギリスやオランダは低いレベルにあるという⁽⁴⁾。したがって北欧では、野党は政策のために安易な連立政権に参加しないことが合理的な選択となる基盤があるとされる。

第2に、コーポラティズムによる説明がある。リューベルトによると⁽⁵⁾、民主主義の正当性については争いがない国のうち、ドイツやベネルクスのように野党が政策形成に関与しない「競合型民主主義(competitive democracy)」ではなく、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー⁽⁶⁾のように野党が政策形成に参加する「コンセンサス・デモクラシー (consensual democracy)」に少数派内閣が多くみられるとする。しかし、比較的少数派内閣の多いフィンランドは、民主主義への深刻な争いがあり、合意が形成されない「闘争型民主主義 (conflictual democracy)」から、民主主義の正当性が不足するものの、政策での合意形成がなされる「非統合型民主主義(unconsolidated democracy)」へ移行したと整理される。このため、むしろコーポラティズムを少数派内閣の原因とすることになる。たしかに、利益団体の影響力の強い北欧では、野党は議会の外で政策を実現する可能性がそれ

だけ大きくなることが、少数派内閣と結びつく。しかし、この説明への有力な反証は、最もコーポラティズムの進んだオーストリアでは少数派内閣が少ないことである。

そこで、第3に、政策の上で野党が分かれており、代替する連立政府がみつからない状況では、少数派内閣が政権を維持できると説明される⁽⁷⁾。いずれにせよ、大臣ポストをいかに獲得するかではなく、政策をいかに実現するかということが、少数派内閣を導くことの積極的意義に目を向ける必要があるようと思われる。

たとえば、デンマークでは、「政府の多数派」とは、少数派内閣の場合、政権を担当する「政権政党」のほかに、入閣しないものの大枠で政府綱領を支持する「支持政党」を含み、また、場合によっては、解散による新たな選挙を嫌って倒閣を拒否する「容認政党」を含むとされている⁽⁸⁾。したがって、多数派内閣に加えて、「支持された少数派内閣」または「容認された少数派内閣」という分類も可能であり、単なる、与党か野党という2つの役割ではなく、政党の選択肢は、与党、支持政党、容認政党、全くの野党といった、4つの役割を選択することになる。しかも、法案の成立に必要な「立法の多数派」は、案件ごとに変わりながら、野党も政策形成への影響力を行使することになる。ここに、ラバースタンプと化した現代の議会の復権の手がかりがあるようと思われる。

なお、イギリスの議院内閣制の影響を受けながら、単記移譲式の比例代表制を採用するアイルランドでも、73年からは、それまで1党優位状況にあった共和党に対抗するために左の労働党が右の統一党と連立を組み、あらかじめ共同の選挙綱領を示すといった⁽⁹⁾、「変則的な2ブロック制」の状況をみせていた⁽¹⁰⁾。しかし、93年以後、労働党が共和党と連立政権をつくるなど⁽¹¹⁾、政府形成パターンの新たな展開をみせており、一般化が困難に

なっている。この国は、組閣の憲法規定が日本と類似していることに加え、2つの大きな保守政党に労働党その他の政党がどう関わるかが政権を左右しながら、大臣ポスト指向の強い連立を組むか、それとも選挙区の特殊利益を取引材料として無所属議員の支持をとりつけるかといったよう⁽¹²⁾、日本で危惧される問題のいくつかを顕在化させているようにも思われる。アイルランドで「2ブロック制」が崩れたことからも、このタイプの「少数派」民主主義が定着するための条件は、政策中心の政治を追求する政党および議員の合理的選択行動であることがうかがえよう。

以上、本稿では、イギリスの「2党制」および「単独多数派」民主主義とスウェーデンの「2ブロック制」と「少数派」民主主義の分析をもとに政権交代のあり方を検討した。一口に「多数派」民主主義といって多様な形態がある。そこで、次稿では、ベネルクス諸国の「大連立制」または「非本質部分交代制」および「多極共存」民主主義とドイツの「本質部分交代制」および「連立多数派」民主主義、さらにはフランスの「半大統領制」および「直接」民主主義について考察しよう。その際、議会の「多数派」と選挙民の「多数派」の相関関係を踏まえた民意反映のあり方が見直される必要があろう。

(1) M. Gallagher, op. cit., p.193.

(2) V. Herman / J. Pope, Minority Governments in Western Democracies, in: British journal of political science, vol. 3 1973, pp.195-198.

(3) I. Budge / M. J. Laver, The Relationship Between Party and Coalition Policy in Europe: An Empirical Synthesis, in: M. J. Laver / I. Budge(eds.), op. cit., p. 414. ただし、オランダやベルギーといった過大規模の連立内閣を好む国も政策指向型である。純粋なポスト指向は、アイルランド、イタリアであり、ポスト指向をノルウェー、ドイツ、ルクセンブルク、イスラエルももつ。

(4) K. Strom, op. cit., pp.71-73.

(5) G. M. Luebbert, Comparative Democracy, 1986, pp.9-11, 31-33, 87-89.

コンセンサス型	ノルウェー, スウェーデン, デンマーク
競合型	アイルランド, イスラエル, ドイツ, ベルギー, オランダ
闘争型	ワイマール, フィンランド(45-66), スペイン(II), フランス(IV)
非統合型	フィンランド(67-)

(6) ノルウェーでは、「意見対立のある少数派議会政治 (dissensual minority parliamentarisme)」という第5の類型に移行したとする指摘もある。H. Rommetvedt, From Consensual Majority Parliamentarisme to Dissensual Minority Parliamentarism, in: E. Damgaard(ed.), op. cit., pp.95-96.

(7) M. J. Laver / N. Schofield, Multiparty Government, 1991, p.81.

(8) O. Jensen / W. Steffani, Königreich Dänemark, in: W. Steffani(ed.), Regierungsmehrheit und Opposition in den Staaten der EG, 1991, pp.109-110.

(9) M. J. Laver, Coalition and Party Policy in Ireland, in: M. J. Laver / I. Budge (ed.), op. cit., p.49.

(10) アイルランドの政権交代パターン (45-95)

労働党	統一党	共和党
		単独多数派 (45-48)

連立少数派 (48-51)+CNT+CNP

単独少数派 (51-54)

連立多数派 (54-57)+CNT

単独多数派 (57-61)

単独少数派 (61-65)

単独多数派 (65-73)

連立多数派 (73-77)

単独多数派 (77-81)

連立少数派 (81-82)

単独少数派 (82-82)

連立多数派 (82-87)

単独少数派 (87-87) *

単独少数派 (87-89)

連立多数派 (89-93)+PD

労働党 共和党

統一党

連立多数派 (93-)

*は選挙管理内閣

P. Mair, Ireland: From Predominance to Moderate Plurarism, in: P. Mair / G. Smith, Understanding Party System Change in Western Europe, 1990, p.132. なお、各国の政党の左右のイデオロギー配列については、参照、M. J. Laver / N. Schofield, op. cit., p.118. ただし、共和党と統一党の左右の配置はときに入れ替わ

ることもあるようである。M. J. Laver, op. cit., p.49. 図示する便宜上、統一党を共和党の左に配置しておくが、実際には、中央の共和党をまたぐブリッジ型の連合の場合もあることを念頭に置く必要がある。

- (11) N. Collins, Parties and elections: recent developments, in: N. Collins(ed.), Political issues in Ireland today, 1994, p.17.
- (12) 参照、拙稿「組閣の法理の新傾向」九州産業大学・商経論叢34巻1号（1993）146頁。